

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS

2020年度  
開講

 **東京外国語大学**  
Tokyo University of Foreign Studies

 **青山学院大学**  
AOYAMA GAKUIN UNIVERSITY

2大学連携

# 司法通訳養成講座

グローバル化にともなって地球規模での人の移動がますます進む中、日本においても総人口の2%を超えて外国人が暮らすようになり、多言語・多文化化が進んでいます。外国人にとって住みやすい日本社会を作っていくためにも、司法の現場において多言語・多文化化へ対応できる体制をしっかりと作っていく必要があります。

東京外国語大学と青山学院大学は、法廷、捜査、弁護活動など様々な司法の現場で、異なる言語と文化のあいだに立ち、コミュニケーションの円滑化にあたるスペシャリストを養成するため、2020年も「司法通訳養成講座」を開講いたします。講座修了後は、法廷のみでなく、捜査や弁護士との相談など、多様な場面での活躍が期待されます。

## 信頼される、司法通訳を目指して

### ★ 実践的な司法通訳のトレーニング

司法現場の第一線で活躍する講師陣による演習を少人数で行います。授業の中では、模擬法廷で法廷通訳を実践する機会が設けられています。

### ★ 今年度はスペイン語、フィリピン語、ベトナム語の3言語を開講

司法の現場では、通訳言語の多様化が進んでいます。本講座では、司法通訳としては学ぶ機会の少ない言語の講座を提供します。


### ★ 通訳技法にとどまらない専門知識を獲得

司法通訳には、法律や司法制度、さらには在留外国人を取り巻く制度や動向に関する専門的な知識が求められます。本講座では、司法の現場で求められる通訳技法や倫理のほか、多文化共生社会に関わる知識、法律用語や裁判のしくみなど、司法通訳に必要な背景知識を総合的に時間をかけてじっくりと学びます。

### ★ 質の高い通訳人材を養成

学習成果を確認するために、授業の中で試験を行います。こうして、信頼される、質をともなった司法通訳として活躍していただくことを目指します。

## 講座の概要・お申込方法

講座名	司法通訳養成講座
開講期間	2020年度1年間(2020年4月開講予定)
開講日	春期間 2020年4月11日～7月18日の毎週土曜日 [休講日]なし 秋期間 2020年9月19日～2021年1月23日の毎週土曜日 [休講日]2020年10月31日、12月26日、2021年1月2日、1月16日
開講場所	青山学院大学青山キャンパス(東京都渋谷区渋谷4-4-25)
開講科目	♡通訳概論 ♡司法通訳Ⅰ・Ⅱ ♡多文化共生基礎 ♡現代法実務論 ♡法廷通訳実践Ⅰ・Ⅱ ♡は東京外国語大学、♡は青山学院大学が担当予定
開講言語	スペイン語 フィリピン語 ベトナム語
受講資格	日本語と、開講言語のうちのどれか1言語について、高度な語学力があること
募集人数	3言語 計20名程度
選考	(一次審査)書類審査 (二次審査)筆記・口述試験 一次審査の結果は2020年1月末までにお知らせします。二次審査は2月上旬に行います。 最終結果は2月末にお知らせします。
受講料	年間 261,000円
募集期間	2019年12月14日(土)～2020年1月17日(金)
申込先	東京外国語大学 多言語多文化共生センター [郵送の場合] ☎183-8534 東京都府中市朝日町3-11-1 [電子メール] tc-jimu@tufs.ac.jp [ファックス] 042-330-5140
提出書類	受講申込書(多言語多文化共生センターウェブサイトからダウンロード可能) <a href="http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer">http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer</a>  二次元コード

## カリキュラム

	1限 9:20-10:50	2限 11:00-12:30	3限 14:00-15:30	4限 15:50-17:20
春期間	通訳概論	現代法実務論	司法通訳Ⅰ	法廷通訳実践Ⅰ
秋期間		多文化共生基礎	司法通訳Ⅱ	法廷通訳実践Ⅱ

「通訳概論」と「多文化共生基礎」については一般の方にも公開します(申込が必要であり、申込方法等の詳細については1月上旬頃に東京外国語大学多言語多文化共生センターにて公表予定)。「現代法実務論」については、青山学院大学法学部の正課の授業を受講していただきます。

### 学修成果の認定(司法通訳養成講座修了証)

各科目15回の授業のうち、全科目に12回以上出席し、かつ司法通訳Ⅰ・Ⅱおよび法廷通訳実践Ⅰ・ⅡのすべてにおいてAの成績評価を受けた方に、両大学長の連名で、司法通訳養成講座修了証を発行します。

講座修了後は、各種研修会等、司法通訳としてレベルの向上と質の継続的な確保を図る機会を提供します。また希望者を「司法通訳養成講座修了生」として登録し、司法関連機関から依頼があったときに紹介します。

# 科目概要

## 現代法実務論 コーディネーター：安部 祥太 ※2019年度現在の担当者

憲法訴訟、民事事件、行政事件、刑事事件、家事事件などの訴訟のみならず、企業における予防法務やADR(訴訟外紛争解決手続)、交通事故案件、知財案件などの様々な法的領域について、現実に問題・紛争となる場面と、そこでの弁護士の役割を学びます。この科目は、神奈川県弁護士会法教育センターから派遣された弁護士による講義を中心としています。司法や法律相談で通訳を行う上で知っておきたい「現場」について、弁護士から直接に学ぶことで、具体的な法的問題と弁護士の活動内容の実践例に触れ、具体的なイメージを持つことができます。

## 多文化共生基礎 コーディネーター：木下 理仁 ※2019年度現在の担当者

グローバル化の加速により、日本社会の多言語・多文化化が進行するなか、ホスト社会と在留外国人のあいだでさまざまな問題が顕在化してくるようになり、全国各地で多文化共生の推進が急務となっています。本授業では、在留外国人を取り巻く動向や歴史的経緯、政策や制度などの基礎的知識を身につけるほか、様々な課題に最前線で取り組む方々を講師として招き、リレー形式で「多文化共生のいま」をテーマに講義を行います。

## 法廷通訳実践Ⅰ 主任講師：後藤 昭

刑事裁判は、人が罪を犯したかどうかを判断するための手続です。その刑事裁判の法廷で通訳として働くために必要な法律の知識を学びます。そのために、刑事裁判のしくみと、そこでの法律家たちの役割、そして被告人の立場を説明します。無罪推定など刑事裁判の基本になる原則も学びます。犯罪と刑罰を定める法律である刑法についても、基本になる考え方と窃盗、殺人など代表的な犯罪類型を解説します。その上で、被疑者(容疑者)取調べ、弁護士と被疑者の面会、法廷での起訴状朗読など、いくつかの場面での通訳を体験します。刑事法についての理解を確認する試験が何度かあります。この試験の結果、平常点、体験授業での実技により、成績を評価します。

## 法廷通訳実践Ⅱ 主任講師：後藤 昭

刑事法のほかに、家族や契約などに関する民事の法律についても、司法通訳が知っておくべき知識を解説します。民事裁判の基本的な仕組みも解説します。さらに、司法通訳に必要な倫理も確認します。その上で、模擬法廷を使って、被告人に対する質問、弁論、判決言い渡しなど、いくつかの場面での通訳を体験します。証人や被告人の役は、受講者が交替ですることになるでしょう。弁護士、検察官など、法律実務家から見た通訳についての話を聴く機会も設けます。民事法、刑事法と通訳倫理についての理解を確かめる試験が何度かあります。この試験の結果、平常点、体験授業での実技により、成績を評価します。

## 通訳概論 講師：田中 健一

本講座では通訳の概論を取り扱います。通訳の形態や技術、学習法などについて、理論を通して考察するほか、国内外の歴史も振り返り、これまで通訳行為が行われてきた経緯や背景を見ていきます。また、通訳の倫理規定や専門性などにも焦点を当て、言語的な要素のほかに通訳者に求められることにはどのようなものがあるのかを検討します。これに加え、国際化が進み、社会情勢が著しく変化する中で、通訳者が文化の媒介者として果たす役割や国内外の通訳者養成の状況、今後の展望や可能性についても探求していきます。講義の中では、毎回グループでのディスカッションを行い、実際の通訳現場での経験を基に、通訳理論について考察を行い、通訳者に求められる振る舞いや倫理規定を検討します。ディスカッションを通して能動的な参加や考察を促しながら、通訳という営為を多角的に捉えていきます。

## 司法通訳(スペイン語)Ⅰ・Ⅱ 講師：中西 智恵美

目的1:司法通訳ができる通訳者の養成

目的2:通訳全般に通じる基本訓練

授業内容1:法廷通訳など司法通訳全般に関する理解と通訳訓練。日本語の法律用語に相当するスペイン語の単語や表現/現場で頻出するフレーズの訳出訓練など/模擬法廷訓練(シナリオ:オリジナル)/接見通訳訓練/捜査通訳訓練

授業内容2:通訳全般に通じる基本訓練。シャドウイング訓練/リブドアクション訓練/メモの取り方/サイトトランスレーション(サイトラ)訓練(日本語からスペイン語)

これらを組み合わせて進めていきます。なお、通訳方法は(同時通訳ではなく)逐次通訳の訓練が基本になります。

## 司法通訳(フィリピン語)Ⅰ・Ⅱ 講師：島田 ビトゥイン リス・カセル・シュツ

本講座は主に、警察、検察庁、厚労省麻取、弁護士会、司法支援センター、裁判所(刑事部、民事部、簡裁、家庭裁判所等)、拘留所、刑務所、少年鑑別所、保護観察所等で、日本語を十分に解しない人に提供されるサービスに不可欠な通訳翻訳人(フィリピン語)の育成を目指します。司法通訳翻訳人材は、法律に基づく手続という意味において上記のほか、出入国在留管理庁、労働基準監督署等の業務でも求められています。そういう様々な領域と場面での手続やその実施機関についての知識、使われる用語、それぞれにおける通訳翻訳人の役割、かれらに期待される資質・技能・倫理・行動規範等を学びます。さらに、典型的な場面を選び、模擬通訳翻訳実習を行います。

## 司法通訳(ベトナム語)Ⅰ・Ⅱ 講師：鷲頭 小弓

司法通訳は中立の立場で言葉を正確に理解し、理解の妨げが生じないように、極端な意識を避け、忠実に訳して判断を専門家にゆだね、また専門家が話したことを正確に伝えることが求められます。訳出の際は、曖昧に言葉を濁したりすることなく正確に伝える必要があります。相談通訳を日本語・ベトナム語の両言語で円滑に行う事ができるようになるためにはサマライズするトレーニングも必要となります。弁護士の接見通訳、検察官の捜査通訳などの通訳形態に触れ、最終的には公判手続をよく理解した上で法廷通訳が出来るようになることを目標として、逐次通訳などの様々なトレーニングを重ね通訳能力を向上させる機会とします。

## 講師紹介

### 法廷通訳実践Ⅰ・Ⅱ

主任講師 後藤 昭 一橋大学法学部卒業。東京大学法学政治学研究科博士課程修了。法学博士。  
2018年度まで青山学院大学法務研究科教授。青山学院大学及び一橋大学名誉教授。

### 現代法実務論 ※2019年度現在の担当者

コーディネーター 安部 祥太 青山学院大学法学部助教。博士（法学）。  
各回講師 神奈川県弁護士会法教育センター派遣弁護士によるリレー講義

### 通訳概論

講師 田中 健一 東京外国語大学大学院国際コミュニケーション・通訳専修コース修了。防衛省の通訳研修などを担当。  
日本国際協力センターで英語・タイ語の通訳。

### 多文化共生基礎 ※2019年度現在の担当者

コーディネーター 木下 理仁 東京外国語大学ボランティア・コーディネーター、東海大学教養学部国際学科非常勤講師。東海大学で「多文化共生」等の科目を担当。  
各回講師 多文化共生などの分野における専門家によるリレー講義

### 司法通訳Ⅰ・Ⅱ

スペイン語 中西 智恵美 東京外国語大学外国語学部スペイン語学科卒。日本スペイン協会、湘南工科大学（非常勤）等でスペイン語講師。1990年10月から東京高等裁判所など各地の裁判所にて法廷通訳。2019年度より本講座の講師を務める。  
フィリピン語 島田 ビトゥイン 国立フィリピン大学大学院修士課程修了。東京外国語大学のほか、各種団体にてフィリピン語の講師を務める。現在は警視庁の通訳センターにてフィリピン語の通訳。  
リース・カセル・シュッツ 国立フィリピン大学政治学科卒。東京外国語大学イロカノ語・フィリピン語非常勤講師を経て、1993年から高等裁判所など各地の裁判所にて法廷通訳。  
ベトナム語 鷲頭 小弓 東京外国語大学外国語学部インドシナ語学科卒。大阪外国語大学大学院修士課程修了。国内外で法律をはじめとする外国人相談や病院での通訳を担当。慶応義塾大学非常勤講師。2019年度より本講座の講師を務める。

## 注意事項

### 受講者の決定

一次審査として書類選考を行い、結果を全員の方に通知します。  
選考を通った方には二次審査を実施します。

### 受講料納入

受講料は前納制です。受講決定者に対し本学より送付する受講案内をご覧の上、期日までに指定口座に受講料を納入してください。口座振込に係る手数料はご本人負担をお願いします。一度納入された受講料は払い戻しできませんので、ご了承ください。

### 受講のキャンセルについて

受講決定後、やむを得ず受講を取り消される場合は、速やかに東京外国語大学多言語多文化共生センターまで電子メールでご連絡ください。

### 休講・補講

天候、交通機関などの事情により、やむを得ず休講となる場合は、原則として補講を行いません。

### 録音・録画・写真撮影

原則として、講義中の録音、録画および教室内での写真撮影はお断りします。

### 受講資格の取り消し

次のような好ましくない行為があった場合は、教室からの退出、受講の停止、もしくは受講の取り消しをすることがあります。  
なお、受講料の返金はいたしません。  
- 他の受講生の迷惑となる事や、授業の進行を妨げる様な行為を行った場合  
- 受講の手続きや受講料の納付を完了していない場合  
- 法令等や公序良俗に反する行為があった場合

### その他

会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

### お問い合わせ先

東京外国語大学 多言語多文化共生センター

☎183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

☎ 042-330-5867

e-mail tc-jimu@tufs.ac.jp

青山学院大学 庶務部庶務課

☎150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

☎ 03-3409-6366

e-mail agu-sll@aoyamagakuin.jp